

輝北地区学校規模適正化住民説明会会議録

日 時：平成 20 年 4 月 30 日（水） 午後 7 時 00 分から午後 8 時 00 分まで

場 所：高尾校区公民館 大会議室

出席者：地区住民 35 名

輝北総合支所長、教育課長

教育次長、教育総務課長、学校教育課長補佐

行財政改革推進本部長、副本部長、教育班員

以上 43 名

【開会】

1 あいさつ

2 輝北地区学校規模適正化について

(1)実施計画策定の趣旨

(2)これまでの経緯

(3)実施計画案

(4)学校再編の今後の進め方

(5)鹿屋市の財政状況

(6)質疑応答

輝北地区学校規模適正化について

(資料に基づき(1)～(5)まで事務局説明)

(6)質疑応答について

住 民：通学バス利用となった場合、市が助成してくれるのか。

事務局：通学バスで決まった場合は、市の負担となります。

住 民：通学バスでの下校となれば時間的に早いと思われるため、廃校予定の学校にて子供たちを保護してもらう方法はとれないか。

事務局：推進委員会等で協議検討していきます。

高尾小学校の校舎は、S36年とS40年に建設された建物であり、校舎の耐用年数は過ぎています。

校舎を再利用となれば、かなりの費用がかかります。利用方法を部会等で協議して頂き、要望があれば、体育館の利用は考えられます。

住 民：高尾小学校の土地は、地区民がお金を出し合って買った土地である事を、頭に入れておいてもらいたい。

住 民：跡地利用も含めた中で、地域住民の意向も反映できるよう体制づくりをしてほしい。

住 民：昨年、輝北町に引っ越してきて、市成小、高尾小の学校運営に感動してきた。学校が地域に無くなるのは大変残念であるが、輝北町の地域が発展していくようお願いしたい。

住 民：今後の進め方で、平成 20 年 9 月議会において学校設置条例の一部改正案とあるが、可決された場合、平成 23 年 4 月スタートと考えて良いのか。

事務局：最短で進んだ場合、平成 20 年 9 月議会において統廃合案の説明、学校設置条例の一部改正案がでますので、この時点で統廃合に対しての議決が行われ、スタートします。その前に実施計画を懇話会にて策定して頂きます。

住 民：制服の問題を考えた場合、制服を作る時期などあるため、P T Aにも知らせてほしい。

事務局：了承

【閉会】